

新	旧
<p>(水質基準)</p> <p>第7条 条例第4条第2項第8号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、温泉水又は井戸水を使用するため第1号アからエまで並びに第2号ア及びイに定める基準の全部又は一部について適合させることが困難である場合であつて、公衆衛生上支障がないと特に市長が認めるときは、当該適合させることが困難な基準を適用しないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浴槽水の水質基準は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>大腸菌</u>は、1ミリリットルにつき1個以下であること。</p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(水質基準)</p> <p>第7条 条例第4条第2項第8号の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、温泉水又は井戸水を使用するため第1号アからエまで並びに第2号ア及びイに定める基準の全部又は一部について適合させることが困難である場合であつて、公衆衛生上支障がないと特に市長が認めるときは、当該適合させることが困難な基準を適用しないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浴槽水の水質基準は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>大腸菌群</u>は、1ミリリットルにつき1個以下であること。</p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p>

新	旧
<p>(水質基準)</p> <p>第6条 <u>条例第7条第7号ア</u>の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため<u>第1号ア</u>から<u>エ</u>まで並びに<u>第2号ア</u>及び<u>イ</u>に定める基準の全部又は一部について適合させることが困難である場合であって、公衆衛生上支障がないと特に市長が認めるときは、当該適合させることが困難な基準を適用しないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浴槽水の水質基準は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>大腸菌</u>は、1ミリリットルにつき1個以下であること。</p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(水質基準)</p> <p>第6条 <u>条例第7条第7号ア</u>の規則で定める水質基準は、次のとおりとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するため<u>第1号ア</u>から<u>エ</u>まで並びに<u>第2号ア</u>及び<u>イ</u>に定める基準の全部又は一部について適合させることが困難である場合であって、公衆衛生上支障がないと特に市長が認めるときは、当該適合させることが困難な基準を適用しないことができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 浴槽水の水質基準は、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ <u>大腸菌群</u>は、1ミリリットルにつき1個以下であること。</p> <p>エ 略</p> <p>(3) 略</p>